

46. 沖縄県市議会議長会会則

1970年7月1日 制定

(中略)

平成24年10月19日 改正

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、沖縄県市議会議長会という。

(組織)

第2条 この会は、沖縄県各市議会議長をもって組織し、九州市議会議長会沖縄県支部となる。

(目的)

第3条 この会は、地方自治の確立と都市の興隆発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地方自治の拡充強化に関する調査研究
- (2) 都市の興隆発展に関する調査研究
- (3) 市議会の制度及び運営に関する調査研究
- (4) 地方自治関係団体との連絡調整
- (5) 前各号の実現を図るための必要な運動
- (6) その他前条の目的を達成するため必要な事項

(事務所)

第5条 この会の事務所は、会長所在の市議会事務局内に置く。

第2章 役 員

(役員)

第6条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監 事 2人

(役員を選任)

第7条 役員は、総会において選任する。

- 2 役員に欠員を生じたときは、前項の規定により、後任者を選任する。ただし、会長を除く役員については、緊急を要する場合に限り、各市議会議長の確認の下に、会長において選任することができる。

(役員職務)

第8条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職を行う。
- 3 監事は、必要の都度会計の監査を行うものとし、その結果を次の総会に報告しなければならない。

(役員報酬)

第9条 役員報酬は、別表により、これを支給する。

(役員任期)

- 第10条 役員任期は2年とし、総会において後任者が選任されたときまでとする。
- 2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 総会

(総会)

第11条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、原則として、毎年8月及び2月に開くものとし、臨時総会は、会長が特に必要と認めたときに随時開くことができるものとする。

(招集)

第12条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、総会を招集しようとするときは、開催の日時、場所その他必要な事項を開催の日前20日までに、各市議会議長に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(権限)

第13条 総会は、この会則に特別の定めがあるものを除くほか、次に掲げる事

項を議決する。

- (1) この会の重要な施策及び運営に関する事項
 - (2) 予算及び決算
 - (3) 定期総会開催市
 - (4) 九州市議会議長会に提出する議案その他国会、政府等に提出する要望事項
 - (5) 全国市議会議長会、九州市議会議長会等の役員の推薦に関する事項
 - (6) その他会長において必要と認めた事項
- 2 会長は、緊急又は軽易な事項については、前項の規定にかかわらずこれを処理することができる。この場合、会長はその結果を次の総会に報告しなければならない。

(定足数、議長及び表決)

第 14 条 総会は、各市議会議長(議長欠席の場合は、その代理者)の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 総会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決すところによる。

(議案の提出)

第 15 条 総会に提出する議案は、開会の日前 10 日までに会長に送付しなければならない。ただし、緊急を要する議案は、この限りでない。

- 2 会長は、いつでも総会に議案を提出することができる。

第 4 章 会 計

(経費)

第 16 条 この会の経費は、各市の負担金、補助金及びその他の収入をもってあてる。

- 2 各市の負担金は、毎年度予算で定める。

(会計年度)

第 17 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(財務)

第 18 条 この会の会計に関する事項は、この会則に定めるものを除くほか別に定める財務規程等によるものとする。

第 5 章 補 則

(会則の改廃)

第 19 条 この会則の改廃については、総会において出席者の 3 分の 2 以上の者の同意を得なければならない。

(全国市議会議長会及び九州市議会議長会に対する役員推薦の特例)

第 20 条 この会が推薦した全国市議会議長会及び九州市議会議長会の役員に欠員を生じ、その後任者を推薦する場合は、第 13 条第 1 項第 5 号の規定にかかわらず、会長においてこれを推薦することができる。

(会則の施行)

第 21 条 この会則の施行に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

(会則の疑義)

第 22 条 この会則に関する疑義については、会長の決するところによる。

附 則(1970 年 7 月 1 日)

- 1 この会則は、1970 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この会則施行の際、現に在任する本会の役員並びに本会選出の役員については、この会則により、選任されたものとみなす。
- 3 全沖縄市議会議長会会則(1965 年 7 月 1 日施行)は、これを廃止する。

附 則(1971 年 2 月 18 日)～

附 則(平成 24 年 10 月 19 日) [略]

別表(第 9 条関係)

役 職 名	報 酬 額(年額)
会 長	100,000 円
副 会 長	70,000 円
監 事	30,000 円